

第 12 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和 7 年 8 月 4 日（月） 14:00～15:25

2. 開催場所：日本電気協会 B 会議室＋Web

3. 出席者：（敬称略）

【委員長】 日高〔東京電機大学〕

【委員】 若月〔主婦連合会〕

山本〔送配電網協議会〕

會津〔全日本電気工事業工業組合連合会〕

中嶋〔（一社）日本電機工業会〕

東嶋〔科学ジャーナリスト〕

首藤〔（株）社会安全研究所〕

中村〔ひなた総合法律事務所〕

【委任状提出】熊田〔東京大学〕、奥田〔電気保安協会全国連絡会〕

【オブザーバー】山田〔経済産業省〕

【事務局】 原山、小林、永野〔（一社）日本電気協会〕

4. 配付資料：

資料 No.1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿（令和 7 年 8 月 4 日現在）

資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程

資料 No.1-3 第 11 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録（案）

資料 No.2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書（案）の概要について

資料 No.3-1 JESC E2018(2015)「高圧架空電線路に施設する避雷器の接地工事」の定期確認に関する全体評価書（案）

資料 No.3-2 JESC E2018(2015)「高圧架空電線路に施設する避雷器の接地工事」

資料 No.4-1 JESC E2019(2015)「高圧ケーブルの遮へい層による高圧用の機械器具の金属製外箱等の連接接地」の定期確認に関する全体評価書（案）

資料 No.4-2 JESC E2019(2015)「高圧ケーブルの遮へい層による高圧用の機械器具の金属製外箱等の連接接地」

資料 No.5 第 128 回日本電気技術規格委員会 議事要録（案）

資料 No.6 電気設備の技術基準の解釈の改正及び民間規格との関連付けに関する要請（経済産業省への要請文書） ※JESC E2018(2015)、JESC E2019(2015)

参考資料 1 第 127 回日本電気技術規格委員会 議事要録

参考資料 2 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について

参考資料 3 日本電気技術規格委員会 規約等一式

参考資料 4 第 11 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 全体評価書（審議後・抜粋）

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者 10 名（委任状を含む。）であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数 7 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 山田課長補佐の参加報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条（禁止事項）にあたらないことが委員会で確認された。

5-4. 前回（第 11 回）委員会議事要録案の確認 （審議）

事前配布した資料 No. 1-3 の第 11 回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録案について、最終的な確認が行われた。

審議の結果、出席委員の全員賛成により議事要録は承認された。

5-5. 全体評価書（案）の審議について （審議）

事務局より、資料 No. 2 から資料 No. 6 に基づき、全体評価書（案）等について説明があった。

審議の結果、以下の全体評価書（案）は、出席委員の全員賛成により承認された。

○JESC E2018(2015)「高圧架空電線路に施設する避雷器の接地工事」の定期確認に関する全体評価書

○JESC E2019(2015)「高圧ケーブルの遮へい層による高圧用の機械器具の金属製外箱等の連接接地」の定期確認に関する全体評価書

(質問 Q、回答 A、コメント C)

Q1：資料No.2、P2、毎回同様の内容が書かれているが、改めて質問したい。3 項目目では「定期確認を実施した結果 ～（中略）～ 技術的な変更は行われていない」、4 項目目では「第 128 回 JESC において技術的な審議を実施」と書かれている。規格の内容に変更はなくても、技術的な内容について適切かどうかを審議していると考えて良いのか。

A1：その通り。年数の経過によって技術が変わってくるものがあるため、現在の技術の状況で問題がないかを審議している。その結果、問題がないことを確認した。

Q2：資料No.3-1、P2、「6．民間規格等作成機関の審議の状況」では、「配電専門部会規約第 5 条により可決、全員賛成（委員総数 21 名、出席 21 名）」と書いている。一方、P12 資料 B の「配電専門部会の審議に至る説明」では、単純に「全員賛成（委員総数 21 名）」となっている。以前もコメントしたが、再度確認したい。配電専門部会規約第 5 条では、審議案件の議決は出席者による全会一致を原則とするとして規定されているため、出席者が重要であると考えます。「6．民間規格等作成機関の審議の状況」の書き方であれば出席者ははっきりと分かるが、ここに記載の出席者は「配電専門部会の審議に至る説明」から読み取って書いたのか、それとも配電専門部会に確認して書いたのか。「6．民間規格等作成機関の審議の状況」の書き方であれば問題はないと考える。

A2：関連する箇所は、資料No.5 第 128 回 JESC 議事要録案の P6 にある。資料No.3-1 P12 の資料 B「配電専門部会の審議に至る説明」には、出席者数が書かれていなかったため、JESC で同様のコメントがあった。JESC の議事要録に記載されれば、今後専門部会が作成する「審議に至る説明」には、出席者が記載されるようになるものと考えている。

Q3：資料No.3-1、P12 の「配電専門部会の審議に至る説明」には、出席者が記載されていないということか。

A3：その通り。本件を審議する時点では、出席者の記載について JESC 議事要録に明記されていなかった。十分に意図が伝わっていなかった部分があったため、改めて統一的行っていかうということである。

Q4：例えば、委員総数 21 名に対し出席者が 19 名であった場合、19 名が賛成であれば全会一致として取り扱うと考えて良いのか。

A4：その通り。

C1：専門部会はいくつもあるため、出席者の記載について専門部会に伝えても色々な反応がある。委員会のコメントを受け、適宜事務局で対応していると思う。

Q5：資料No.2、P2、直接審議に関係のないことだが、もし分かれば教えて頂きたい。「5 年以内の見直しが行われているかの定期確認を実施している」とある。リスト化がスタートしたのは 5 年位前であったと思う。リスト化の作業は、ほぼ一巡したのか。言い換えれば、そろそろリスト化の作業は終了すると考えて良いのか。

A5：参考資料 3、P8、民間規格等制改定の審議に係る要領がある。この要領では、「(8) 民間規格等の見直し及び確認」において、「委員会が承認した国の基準に関連付け

る民間規格等は、制改定より少なくとも5年以内に見直しが行われているか確認を行う。」と規定している。見直しとは、改定、廃止及び確認の意味である。民間規格評価作成機関がこれらのどれに該当するかを検討し、その結果をJESCで審議する決まりとなっている。仮に民間規格評価作成機関で検討の結果、規格の内容を変更せずに継続する、すなわち確認となった場合でも、JESCで審議を行うこととなる。

なお、新規にリスト化を行う場合は、国へ要請書を提出するが、今回は既にリスト化を行ったものを確認するという、初めての事例となったため、事前に経済産業省と取り扱いについて打ち合わせを行った。その結果、報告書を提出することとなった。以上から、リスト化がスタートして5年でリスト化の作業はほぼ一巡するものの、今後も新規の場合は要請書、確認の場合は報告書を国へ提出するため、引き続きJESCでの審議は行われていくこととなる。

Q6：質問の意図がきちんと伝わっていないかも知れないため、再質問する。リスト化されたとしても審議していくのは当然だと思うが、リスト化そのものは5年経過し、終了する時期にあると考えている。リスト化の進捗状況はどのようになっているのか。

A6：まだリスト化の対象となるJIS規格はかなり多く残っているため、現在も毎年経済産業省電力安全課の委託事業においてリスト化の作業を行っている。作業を行っているのは別の部署であるが、毎年委託事業に出されている件数と、リスト化の対象となる残りの件数を比較すると、おおよそではあるが、10年程度のボリュームが残っていると思われる。

Q7：今から10年であるのか。

A7：おおよそその程度であると思われる。

Q8：おおよそで良いが、1年間に何件程度が対象と思われるか。

A8：現時点では、1年間の審議件数が5件程度である。そのため、リスト化の対象はまだ相当数が残っていることになる。

Q9：そうすると、リスト化の対象は少なくとも50件程度残っているということか。

A9：その位の件数は残っていると思われる。

Q10：リスト化の対象について、洗い直しをしていないのか。

A10：リスト化対象の洗い直しは、経済産業省電力安全課が行う。今年は経済産業省で調査研究を行うため、別の部署が委託を受けて専門的に実施する。なお、毎年12月頃のJESCにおいて委託事業の審議を行っている。

Q11：リスト化の対象については、粛々とJESCと本委員会で行っていくというような取り組みになろうと思う。色々な事情で変わるとは思うが、もし分かれば、リスト化対象の残りは何件で、1年に何件ずつ審議するのかについて、正確な数を知りたい。リスト化の対象がどの程度残っているのかが数値的に分かれば、技術者は感覚的に想像できる。正確な数でないと、何となく釈然としないところもあるかと思う。手元に資料がないため回答できないのであれば、次回あたりの委員会で経済産業省から回答を頂きたい。

A11：手元に資料がないため、この場では具体的な件数は回答できない。経済産業省調査事業の委託先でリスト化の対象や全体の件数を把握していると思うため、確認をさせて頂きたい。

5-6. 国への要請文案について

(審議)

事務局より、資料 No.6 に基づき、国への要請文案について説明があった。

審議の結果、出席委員の全員賛成により国への要請文案は承認された。

なお、要請書は、今回承認された全体評価書を添付して国へ提出する。

(質問 Q、回答 A、コメント C)

Q1：P2、リスト化を要請するに当たり、国への要請文案の中で、改正案欄の下から 2 行目に『「適用」の欄の規定により』との記載がある。『「適用」の欄の規定』の具体的な内容は、どこを参照すれば良いのか。

A1：『「適用」の欄の規定』の具体的な内容は、JESC ホームページで公開されている。JESC ホームページでは、電技解釈の条文に引用される民間規格が記載されており、適用欄には、例えば『「2 技術的規定」によること。』等といった具体的な内容が書かれている。

A1：JESC ホームページのトップページにおいて、黄色い枠囲みの「国の電気設備の技術基準の解釈へ関連付けもしくは直接引用された規格のリストはこちら」をクリックすると、「国の基準への引用規格など」のページが表示される。このページの「リスト A」が、既にリスト化されたものである。なお、リスト A の表は、資料 No.6 の「(3) JESC のホームページに掲載するリスト案」と対応している。リスト A の一番上の行を例に説明すると、電技解釈第 9 条第 4 項第四号イは、引用規格が JIS H 3300(2018)であり、規定は適用欄に記載している『「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管の C1100、C1201 又は C1220 であること。』となる。なお、関係する業務を行う方々は、JESC ホームページで内容を確認している。

Q2：電技解釈に『「適用」の欄の規定により』との記載があった場合は、JESC ホームページで『「適用」の欄の規定』を確認し、再度電技解釈に戻るという流れとなるのか。

A2：その通り。

C1：適用欄について、もう少し細かく説明する。今回の審議案件のうち、JESC E2018 を例にとると、資料 No.6 の「(3) JESC のホームページに掲載するリスト案」では、適用欄が『「2. 技術的規定」によること。』となっている。資料 No.3-2 の JESC E2018 の規格では、P1 に規格本文があり、「1. 適用範囲」、「2. 技術的規定」の項目で構成されている。基準に該当するのは「2. 技術的規定」のみであるため、適用欄は『「2. 技術的規定」によること。』となる。適用欄の具体的な内容は、引用規格を見て確認することとなる。

C2：以前は、電技解釈に規格番号及び年号が直接記載されていた。年号が記載されていると、年月の経過によって、いずれ年号が古くなってしまうため、引用規格が改定された場合は、経済産業省で電技解釈の見直しを行わなければならない。そのため、電力安全小委員会での審議の結果、引用規格が改定される度に電技解釈の見直しを行わない方針に変更され、規格番号及び年号は JESC ホームページに掲載することとなった。

Q3：電技解釈の引用規格の名称は、まず変わらないということか。

A3：その通り。なお、引用規格の名称が変わる様な大きな変更の場合は、リスト化の範囲内で対応するのではなく、新規に審議を行うことになると思う。

6. その他

事務局より、次回プロセス評価委員会の開催は、10 月下旬の日程で調整中のため、日程が決まり次第連絡するとの説明があった。

以 上